

学校防災（危機管理）マニュアル

江戸川区立葛西中学校

I 危機管理の基本方針

学校は生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事故・事件が発生もする。特に、近年は、想定外の自然現象の変化や常識外の事件・事故が日常生活に的にかかるようになってきた。そのような時に備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、次の4点である。

- 生徒や教職員の命を守ること
- 危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと
- 万一、事故・事件が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること
- 事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること

これらを基本として学校の危機管理に努めていく

II 平素の対応

1. 日頃より校舎内外や登下校時の様子など小さな異常も見逃さないように連絡を取り合う。
2. 生徒には異常を発見したらすぐに先生に連絡するように日頃から指導する。
3. 下校時まで生徒の動向（出欠の管理、休み時間の過ごし方等）について細心の注意を払う。
4. ネームタグを着用していない来校者や不審に思われる者が校舎内にいる場合、「どちら様ですか」「ご用件は」など声かけを必ず行う。声かけをしても答えない、または「逃げる」などの行動をとった場合はすぐ職員室に連絡を取り応援を呼んで、マニュアルにそって行動する。

III 事故発生時の確認事項と係分担

<発見者>

- 発生の事態や状況の把握
- 近くの子どもの安全確保
- 協力要請や緊急通報
- 負傷者の把握と応急手当

<通報内容>

- いつ (時刻)
- どこで (教室、校庭など)
- だれが (学年 組 名前)
- どうして (原因)
- どうなった (意識、外傷など)

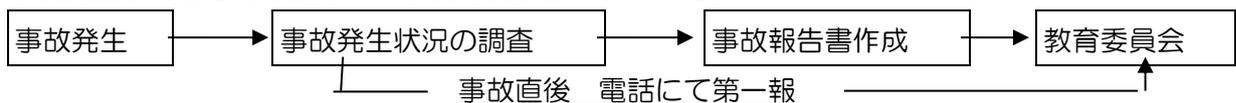
*状況により、事故の目撃者からの情報を得る。

係	担当	内容
総指揮	校長	<ul style="list-style-type: none"> ・事態や状況の把握、判断 ・副校長、教職員、養護教諭等への指示 ・防御、避難誘導の指示
通報連絡	副校長 または 教務主幹・ 情報推進担当 チーフ	<ul style="list-style-type: none"> ・救急車の出動要請 ・警察の出動要請 ・保護者への連絡 ・教育委員会への報告 ・報道機関との対応 ・記録
避難誘導	生活指導主任 学級担任教科 担任	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所への誘導 ・避難場所での安全確保
防 御	副担任	<ul style="list-style-type: none"> ・被害及び被害拡大の防止
救護活動	養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の保護 ・症状の確認 ・応急手当 ・健康状態の把握 ・心のケア

IV 事故発生後の報告と事後処理

①教育委員会への報告

事故発生後できるだけ速やかに、教育委員会に報告する。



②記録の管理

- ・事故発生の状況や措置について、時系列で記録する。
- ・記録は添付書類（指導計画、指導内容等）とともに長期保存をする。

③一般生徒への指導

- ・一般生徒が不安に陥ることのないよう配慮する。
- ・事故の概要について可能な範囲で、できるだけ早く説明する(全校集会等)。
- ・安全対策を再点検するなど再発防止について指導を行う。

④対外折衝

- ・無用の混乱を避けるために、窓口を一本に絞って管理職が行う。

⑤保護者への説明

- ・重大な事故の場合は、事実と異なった内容が流れ、不安や混乱を招く恐れもあるので、校長と教育委員会は連携を図りながら、必要と認めた場合に保護者への説明の場を設定する。電話連絡網を使用する場合は連絡内容を簡潔にし、正確に伝わるようにする。

事故報告書

[見本]

危機の分類 事故・熱中症・食物アレルギー・火災・地震・不審者		
発生年月日 年 月 日 ()		
発生時刻 AM・PM : ~AM・PM :		
発生場所 1F・2F・3F ()		
発見者名		記録者名
時刻	対応内容	対応者名

V 各種対応マニュアル

1. 校内の怪我・病気に対する救急体制と確認事項
2. 医療機関等の連絡先一覧
3. 熱中症対応
4. 食物アレルギー対応
5. 火災対応
6. 地震対応
7. 不審者対応
8. その他の場合の対応

